

A T M定期預金

13

平成27年 2月 1日現在適用中

1	商品の名称	A T M定期預金（期日指定定期預金）
2	お預け入れいただける方	・個人のお客様
3	お預け入れ期間	・1年間の据置期間を含め3年となります。
4	お預け入れ (1)お預け入れ方法 (2)お預け入れ金額 (3)お預け入れ単位	<ul style="list-style-type: none"> ・A T Mによる「定期預金通帳」または「総合口座通帳」に一括お預け入れです。 ・自動継続扱いとなります。 ・現金でのお預け入れ <ul style="list-style-type: none"> <定期預金通帳> 1,000円以上200万円まで <総合口座組入れ> 1万円以上200万円まで ・普通預金等でキャッシュカード発行口座からの振替による預け入れ <ul style="list-style-type: none"> <定期預金通帳> 1,000円以上300万円未満まで <総合口座組入れ> 1万円以上300万円未満まで ・1円単位
5	お支払い方法	・満期日以後に一括してお支払いします。
6	お利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・お預け入れ時の店頭表示利率を約定金利として満期日まで適用します。 ・自動継続の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・付利単位を1円とした1年毎の複利計算。
7	税金	<ul style="list-style-type: none"> ・お利息は源泉分離課税となり、20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ただし、マル優をご利用された場合を除きます。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
8	手数料	・不要です。
9	付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「総合口座」の担保とすることができます。 貸越利率は担保定期預金の約定金利に0.5%上乗せした利率が適用されます。 ・定期預金通帳にお預け入れの場合に限りマル優のご利用ができます。
10	中途解約時のお取り扱い	・満期日前に解約される場合は中途解約となり、別表の「中途解約利息一覧表」に基づき計算してお支払いします。
11	金利情報の入手方法	・窓口へご照会ください。

12	<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時30分 電話：0120-939-853）にお申出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所（9時～17時 電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13	<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本商品は預金保険制度の対象預金であり、預金保険の範囲内で保護されます。 ・ その他のお取り扱いは、「期日指定定期預金」のお取り扱いに準じます。